

令和元年度

業務適正化評価報告書審査意見書

令和2年11月

鳥取県監査委員

第 97 号
令和2年11月26日

鳥取県知事 平井伸治様

鳥取県監査委員 桐林正彦

鳥取県監査委員 山根朋洋

鳥取県監査委員 奈良井恵

鳥取県監査委員 広谷直樹

令和元年度業務適正化評価報告書の審査意見について

令和2年10月19日付第202000136465号で依頼のあったこのことについて、鳥取県監査基準に準拠し、審査を行いましたので、別紙のとおり意見を提出します。

目 次

令和元年度業務適正化評価報告書審査意見書

はじめに	-----	1
第1 業務適正化の取組にあたり	-----	2
1 法令の遵守と効率的・効果的な事務処理について	-----	2
2 財務等の基本的な考え方について	-----	2
第2 審査の概要	-----	3
1 審査の対象	-----	3
2 審査の着眼点	-----	3
3 審査の実施内容	-----	3
第3 審査の結果	-----	4
1 重要度の高いリスクの決定とその防止策について	-----	4
2 業務の効率的かつ効果的な取組について	-----	4
第4 留意事項について	-----	5
1 業務適正化の周知徹底について	-----	5
2 点検リストの活用について	-----	5
3 業務適正化の定着について	-----	6
(参 考) 審査の内容	-----	7

はじめに

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）（以下「法」という。）により、県における内部統制制度が導入され、内部統制に関する方針の策定とこれに基づく内部統制体制を整備すること等が義務付けられた。

本県では、令和 2 年 4 月 1 日からの法施行に先立ち、令和元年度から、国の内部統制制度の枠組みを踏まえつつ、「県民への誓い」の遵守を基本理念として、

- ① 業務に関わる法令等の遵守
- ② 業務の効率的かつ効果的な遂行
- ③ 財務報告等の信頼性の確保
- ④ 資産の保全
- ⑤ 情報・公文書の適正な管理

を目的に、業務適正化に取り組まれている。

令和元年度については、試行的に運用し、その結果を踏まえながら改善を進めるとの方針であることから、監査委員では、今後の取組の方向性等についても、広範な観点から、意見等を行うこととした。

なお、国の内部統制制度では、重要性のあるリスクへの優先的な取組に留意することとされており、本県における業務適正化（内部統制）でも、重要度の高いリスクへの未然防止策の取組による内部統制を実施し、さらに、これまで制度所管課が行ってきた会計実地検査や情報セキュリティ監査等も活かし、業務点検チェックリスト（以下「点検リスト」という。）を利用して、幅広く不適切事務の未然防止に努めている。

第1 業務適正化の取組に当たり

1 法令の遵守と効率的・効果的な事務処理について

県の会計規則等は、文書主義、法令適合性など地方自治法等の定める原則や制度目的に沿って、法令に違反しない限りにおいて、業務の効率性や説明責任の観点から、最も合理的な内容となるよう定めるべきである。

特に業務の効率化においては、A I、R P A、キャッシュレス決済等、日々進歩するI C T技術のさらなる導入と検証もP D C Aサイクルに位置づけることが重要である。

2 財務等の基本的な考え方について

これまで、定期監査では、多くの不適切事項を確認しているが、直接の原因は関係条例、会計規則及び関係通知等の理解不足等によるものである。

その要因や背景を定期監査において確認した限りでは、事務処理要領の解釈や運用に際し、その根拠となる地方自治法等の制定の背景や規定を設けた目的に対する認識が不足しているだけでなく、規定の存在自体が知られていない事案が散見される。

このため、基本的事項への認識がないまま、業務点検等を実施しても根本的な未然防止の徹底につながらないのではないかとの懸念もある。

現在、会計手続処理の研修等は実施されているところであるが、改めて基礎的な制度の理解を徹底するため、会計事務ナビD Bなどでも、具体的な事務処理方法の記載に併せて、適正執行の根本となる条例、規則の根拠となる法令等の記載を丁寧に行うことも必要である。

また、不適切事案の防止のためには組織的に対応することも重要であり、管理職や主要な業務を担当する課長補佐級職員に対して、階級別研修の実施の際に、民法、地方自治法等の財務・会計に関する原則や制度目的について、改めて認識を深めることも効果的であると考えます。

第2 審査の概要

1 審査の対象

令和元年度業務適正化評価報告書

2 審査の着眼点

鳥取県業務適正化基本方針（以下「基本方針」という。）に定める「業務を適正に行う体制を確保し、効率的かつ効果的に執行する」ための取組が、適切に実施され、基本方針における目的が達成されているかについて、適切に評価しているか、また、評価に当たり把握してないものがないかを、以下の観点から検討し、審査した。

- 特定した重要度の高いリスクと未然防止策は適切か
- 想定される不適切事例と防止策は、職員に適切に認識され、取り組まれているか
- 業務に関わる法令等は遵守されているか
- 業務が効率的かつ効果的に遂行される取組となっているか
- 職員一人ひとりが業務適正化の取組の趣旨等を認識しているか

(1) 評価手続に係る審査

- ア 取組事務について不足なく評価されているか
- イ 評価項目に対応する体制整備状況、運用状況は適切に把握されているか

(2) 評価結果に係る審査

- ア 重大な不備に当るかどうかの判断を適切に行っているか
- イ 重大な不備は是正されているか

3 審査の実施内容

基本方針、推進所管課発出通知、関係DB及び関係書類等の確認、また推進所管課、制度所管課及び評価所管課からの聞取りのほか、制度所管課が行う実地検査への立合い、各部局職員に対する質問等を実施するとともに、その他の監査等において得られた知見も踏まえて審査を行った。

第3 審査の結果

令和元年度業務適正化評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続については、概ね適当であると考えているが、評価結果については、一部に検討を要するものがあると考えている。

なお、今後、定期監査や財政的援助団体等監査等において、不適切事項の発生要因が、未然防止策の不適切な実施や重要度の高いリスクとして、整理されていないなど、重大な不備に該当すると考えられる場合には、随時に指摘を行うので、適宜、是正を図られたい。

1 重要度の高いリスクの決定とその防止策について

業務適正化では、県や県民に対して経済的・社会的な不利益となる不適切な事務を生じさせることがないように、重要度の高いリスクの洗い出しと、その未然防止策を講じているが、これらは、業務効率化の観点から、各部局では行なわず、制度所管課と推進所管課が共同で担っている。

制度所管課は、業務適正化の取組以前から、会計実地検査や情報セキュリティ監査等を通じて、各所属のリスク把握や指導等を実施していることから、このような手法によることも概ね適当と考える。

しかしながら、一方では全庁的な洗い出しとなることから、各所属個々では、重要度の高いリスクとしての評価が必要なものもあるのではとの懸念もある。

については、効率化の観点は踏まえつつも、重要度の高いリスクの洗い出しに当たっては、各所属の業務内容等も勘案して、漏れがないよう進められたい。

2 業務の効率的かつ効果的な取組について

基本方針では、業務を効率的かつ効果的に遂行することを目的に業務の処理手順の見直しやAI・RPA等の活用に取り組むこととしている。

これらは、働き方改革も踏まえ、業務適正化の取組前から行われ成果を上げているところである。また、業務の効率化自体の取組に際しても、自己点検結果のDB登録による一元化を行うなど、効率的な実施に努めている。

については、今後ともAI・RPA等の取組が、一層進められるよう制度所管課での検討はもとより、各部局に対しても、さらなる支援を行われたい。

第4 留意事項について

業務適正化の取組初年度ということ踏まえ、この度の審査においては、以下の事項を制度の効果的な運用のため記載するので、留意いただきたい。

1 業務適正化の周知徹底について

基本方針に沿った適切な事務の執行を図るためには、職員一人ひとりが、基本方針やその関係通知等、業務適正化について十分に理解し取り組むことが不可欠である。

このため、推進所管課では、各所属への基本方針やそれに係る取組の通知（令和2年2月、3月）の際に、各所属での周知状況を報告させる手法を用いたり、制度所管課による実地検査時には、制度周知も行ったところである。

しかしながら、監査委員事務局において、各部局の職員に対し制度の趣旨等について質問等を行ったところ、業務適正化に係る理解が不十分な職員も見受けられた。

については、取組が適切に行われ、実効性あるものとなるためにも、例えば、多くの時間を要せず効率的に職員への理解を図るため、新たにTEASや情報セキュリティで利用しているようなDBを利用し、職員個々が理解度を確認できる手法も取り入れるなど、職員への理解を進められるように留意されたい。

2 点検リストの活用について

業務適正化においては、重要度の高いリスク（令和元年度9月時点では、不適切事案として整理）とその未然防止策の適切な執行のみならず、各所属で点検リストを活用した自己点検と制度所管課の実地検査による検証での不適切事務の未然防止を図っている。

点検リストは、業務適正化で取り組む事務について、全庁共通のものとなっており、令和元年度中には、より確認しやすいものとするため説明を付したり、関係規程等へのリンクが容易にできるなどの見直しも行われている。

しかしながら、現状でも一部の職員からは、説明が明確でないなどの理由から確認結果の入力判断が難しいとの声も聞かれた。

については、このような声を踏まえ、よりわかりやすく、活用しやすいものとなされるよう引き続き取り組まれない。

3 業務適正化の定着について

業務適正化の実施に伴い、監査委員では定期監査資料の記載を見直し、各所属における監査資料作成の負担軽減を図ったところである。

今後は、業務適正化の取組に伴い、不適切事案の減少も見込まれることから、監査では、「事業の3E（経済性、効率性、有効性）の評価」や「重要事項の掘り下げ」に一層重点を置いたものに移行し、各所属では事務監査の負担軽減につながればと考えるところである。

しかしながら、このためには、点検リストの適正な確認が不可欠であるが、定期監査等で点検リストの点検状況を確認したところ、不適正な事項を適正と確認しているような状況も見受けられた。

については、引き続き制度所管課での実地検査による指導等を行うとともに、職員の制度の習熟度を高め、効率的な取組が実施されるよう配慮されたい。

(参 考) 審査の内容

1 第1回業務適正化推進本部会議（平成31年4月22日）の出席

業務適正化概要、取組、今後のスケジュールについて

2 監査委員と執行部との意見交換

(1) 「業務適正化」の取組について（令和元年5月15日）

(2) 「業務適正化」に係る今後の取組方針について（令和元年12月23日）

(3) 業務適正化に係る評価結果（令和元年度業務適正化評価報告書（案））について
（令和2年8月6日）

3 業務適正化関係通知の確認

実施は、推進所管課発出通知により行っている。

通 知 日	通 知 名
令和元年9月2日	業務適正化に関する実地検査についてと業務適正化の考え方について
令和2年1月20日	「業務適正化（内部統制）」実地検査に係る不適切事案と防止策及び令和元年度の取組状況について
令和2年2月25日	鳥取県業務適正化基本方針の策定及び令和2年度に向けた「業務適正化」の取組について
令和2年3月31日	令和2年度に業務適正化（内部統制）で取り組む「重要度の高いリスクと未然防止策」について

4 業務適正化に係るDBの確認

DB名称	主 な 内 容
業務適正化（内部統制）DB	推進本部会議議事録、推進部局発出通知
業務適正化実地検査DB	各所属の点検リストの結果、通知の周知確認状況、令和2年度に業務適正化で取り組む未然防止策

5 業務適正化に係る実地確認

総括課長補佐、所属職員に対し、業務適正化の趣旨等を聞き取るとともに、点検リストの利用、確認状況についても確認を行った。

部局名	実施所属	実施年月日
令和新時代創造本部	政策戦略監新時代・SDGs推進課	令和2年7月6日
	広報課	〃
交流人口拡大本部	観光交流局観光戦略課	〃
	観光交流局国際観光誘客課	〃
	観光交流局交流推進課	〃
総務部	税務課	令和2年7月10日
	営繕課	〃
	情報政策課	令和2年7月28日
	人権局人権・同和対策課	令和2年7月10日
地域づくり推進部	市町村課	令和2年7月8日
	県民参画協働課	令和2年7月28日
福祉保健部	ささえあい福祉局福祉監査指導課	令和2年7月13日
	ささえあい福祉局障がい福祉課	〃
	ささえあい福祉局長寿社会課	〃
子育て・人材局	家庭支援課	〃
生活環境部	くらしの安心局水環境保全課	〃
商工労働部	通商物流課	〃
	雇用人材局産業人材課	〃
農林水産部	農林水産総務課	〃
	経営支援課	〃
	森林・林業振興局県産材・林産振興局	〃
	水産振興局水産課	〃
	市場開拓局食のみやこ推進課	〃
県土整備部	県土総務課	令和2年7月9日
	道路企画課	〃
	治山砂防課	〃
会計管理局	会計指導課	令和2年7月28日

6 令和元年度業務適正化実地検査の立会

制度所管課による実地検査の実効性の確認、内部統制の取組を踏まえての監査調査の見直しの判断材料とするため等のため実施した。

部局名	所属	実施年月日	対象事務
総務部	総務課	令和元年11月27日	財務
地域づくり推進部	県民参画協働課	令和元年11月28日	〃
福祉保健部	ささえあい福祉局 障がい福祉課	令和元年10月30日	財務
	健康医療局医療政策課	令和元年11月28日	財務、公文書、情報セキュリティ、個人情報保護
子育て・人材局	家庭支援課	令和元年11月5日	〃
生活環境部	くらしの安心局くらしの安心推進課	令和元年11月12日	財務、公文書、情報セキュリティ、個人情報保護
	くらしの安心局水環境保全課	令和元年11月15日	財務
	東部建築住宅事務所	令和元年11月13日	財務、公文書、情報セキュリティ、個人情報保護
商工労働部	産業振興課	令和元年11月1日	財務
農林水産部	農業振興戦略監畜産試験場	令和元年10月10日	〃
	水産振興局水産課	令和元年11月12日	〃
県土整備部	河川課	令和元年11月19日	〃
	鳥取県土整備事務所	令和元年10月17日	〃
中部総合事務所	福祉保健局	令和元年10月18日	財務、個人情報
	生活環境局	令和元年10月24日	財務、個人情報

7 業務適正化推進所管課、評価所管課からの聞取り

随時実施した。